

	Ⅰ 全日制高校について						Ⅱ 定時制高校について					
	A.外国人生徒		B.中国・サハラ以南の国生徒		C.海外帰国生徒		D.外国人生徒		E.中国・サハラ以南の国生徒		F.海外帰国生徒	
	A2-1.措置	A3-1.枠	B2-1.措置	B3-1.枠	C2-1.措置	C3-1.枠	D2-1.措置	D3-1.枠	E2-1.措置	E3-1.枠	F2-1.措置	F3-1.枠
1. 設置されているか(2-1、3-1と一致)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 国籍要件の有無(一部条件がある場合は備考に記入)	外国籍生徒のみ	外国籍生徒のみ	なし	なし	日本籍生徒のみ	日本籍生徒のみ	外国籍生徒のみ	外国籍生徒のみ	なし	なし	日本籍生徒のみ	日本籍生徒のみ
3. 定員の確保がされているか(3-5の記入欄番号①②から1つ選択、枠がない場合は無記入)	①定員内			①定員内		①定員内		①定員内		①定員内		①定員内

I 全日制高校について				
		A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2024年度中について、 当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2025年度の一般入試において、 当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		海外帰国生徒等への配慮事項	海外帰国生徒等への配慮事項	海外帰国生徒等への配慮事項
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍		日本国籍
2-2.滞日年数制限		なし	なし	なし
2-3.措置の内容		検査時間の延長など	検査時間の延長など	検査時間の延長など
2-4.2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
3-1.2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置	後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置	後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍		日本国籍
3-2.滞日年数制限		外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成31年4月以降に入国した者	中国等帰国生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成31年4月以降に入国した者	海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、令和4年4月以降に帰国した者
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		全ての県立高校	全ての県立高校	全ての県立高校
3-4.学校名		全ての県立高校	全ての県立高校	全ての県立高校
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)	募集人員枠内で若干名	募集人員枠内で若干名	募集人員枠内で若干名
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		×	×	×
3-7.試験内容		5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接	5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接	5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接
3-8.2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入				

Ⅱ 定時制高校について				
		D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2024年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	有
2-1.2025年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		海外帰国生徒等への配慮事項	海外帰国生徒等への配慮事項	海外帰国生徒等への配慮事項
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍		日本国籍
2-2.滞日年数制限		なし	なし	なし
2-3.措置の内容		検査時間の延長など	検査時間の延長など	検査時間の延長など
2-4.2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
3-1.2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置	後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置	後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍		日本国籍
3-2.滞日年数制限		外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成31年4月以降に入国した者	中国等帰国生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成31年4月以降に入国した者	海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、令和4年4月以降に帰国した者
3-3.入学枠のある学校数／全学校数		全ての県立高校	全ての県立高校	全ての県立高校
3-4.学校名		全ての県立高校	全ての県立高校	全ての県立高校
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)	募集人員枠内で若干名	募集人員枠内で若干名	募集人員枠内で若干名
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		×	×	×
3-7.試験内容		5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接	5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接	5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接
3-8.2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入				

Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	☐	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別的教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	☐	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	☐	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	☐	D.担当教員の加配
	☐	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	☐	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	☒	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	☐	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
	その他の施策	
	上記に該当する実施校の校数等	1校
補足事項	TSMC従業員の子女(高校生)の学習環境を保障するために、受入拠点校に通訳と教育支援員を配置している。	
2-1.「1-2のA」において 特別的教育課程 での日本語授業を行っている？	いない	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名		
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか？ ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など	無	
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入		
4.2024年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず	
5.2023年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず	

Ⅳ日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	△	個別による
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学 者選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付し ている場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したもの と同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別 入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格を もって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したも のと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		個別による
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の 卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めて いない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は △を記入し、備考に明記	△	個別による
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学 者選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付し ている場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したもの と同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別 入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格を もって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したも のと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		個別による
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、 日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否 か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めな い」のいずれかで記入		個別による
4.外国学校の中等部の卒業生について、2024年度入試において受験(受 検)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」 を記入。把握していない場合は「把握せず」	把握せず	

V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること	以前、外国籍の中学3年生の生徒の高校進学に際して、学習のための日本語が十分でないことや、本人の意向から、「国際科」や「英語科」への進学の希望がありました。これらの学科のある県内全ての高校に、入試情報の確認や、入学後の授業の形態、日本語学習支援の有無について問い合わせましたが、その時点ではどの学校からも、よい回答を頂けませんでした。前期試験では、英語での小論文や面接の試験で選考を受けることができ、これまでに外国籍の生徒の入学はあったものの、日本語での読み書きがある程度できる生徒で、入学後の支援の実績はなく、予定もない、ということでした。 結果として県内の公立高校への進学を断念し、留学生教育に手厚い県外の私立高校や、国のオンライン高校への進路を模索しました。 高校の入試で、特別枠や特別な措置を認めている、ということはその生徒が教科の日本語力が不足しているということを確認しての対応であると理解していますが、入学後の日本語指導については計画も予定もなく、各校での判断に委ねられている実情があります。中学校から高校への情報提供や、各市町村の教育委員会との連携を深めて、高校での日本語指導が早期に実現することを願い、活動を深めたいと思います。
2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など	八代市の秀岳館高校に日本語教室が設置され、専門の日本語教師によってレベル別に個別指導が行われています。放課後の指導もあります。
3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください	県教育委員会:こどものにほんご相談窓口(令和5年から開設)【nihongo.support@dankk.co.jp】 その他、 1.NPO法人外国から来た子ども支援ネットワーク【https://shienet-kumamoto.org】: 進路ガイダンスを実施(毎年7月、中学校への編入の相談にも応じています。) 2.熊本市国際交流振興事業団(096-359-2121):子どもの教育相談窓口(080-3974-7493) 3.熊本・外国ルーツの子ども支援連絡協議会(090-3986-3401) 4.熊本市外国人総合相談プラザ(096-359-4995)
4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。	進路ガイダンスで高校入試情報載せた進路案内を配布(中国語・韓国語・英語・日本語版)(090-9593-9627)
5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。・・・などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。	・2005年に「中国帰国生徒及び外国人生徒の高校入試を考える会」より要望書が提出され、2007年度入学者選抜より特別措置(定員内特別枠)が設置された。 熊本県の特別措置の特徴は、以下の通りである。 ① ア、中国等帰国生徒 イ、外国人生徒 ウ、海外帰国生徒の対象者が同時に認められたこと ② 来日から受験まで ア(中国等帰国生徒) イ(外国人生徒)は6年、ウ(海外帰国生徒)は3年の猶予があること ③ 3つの受験科目を自分で選べること ④ 全公立高校に定員内の枠があること 特別配慮については、1988年より実施されている。内容は、時間延長などである。 (熊本県では定員内特別枠を「特別措置」、時間延長などを「特別配慮」と呼んでいる)
6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致します。	ここ数年、NPO団体による、特別枠利用の実績の把握と、県教育委員会の認識が一致しないことが続いています。特別枠や特別措置の利用実態に関する詳細の調査の方法を確立して、願わくば、各県立高校と県教育委員会が一体となり、特別枠・特別措置の利用希望者や利用実績の把握と、その結果の把握、公表がシステマチックに当事者や支援者に情報提供され、これらの施策がより効果的に、必要としている生徒や保護者、支援者にとって真に利用価値のある制度になってほしいと思います。また合わせて、その合格者に対する、各高校での日本語指導の支援が実現することを切に願っています。